

愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金(以下「補助金」という。)は、新型コロナウイルス感染症(令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。)の社会経済への影響に対応するための新サービス、新製品(商品)の開発及びその販路拡大に要する経費に対して、予算の範囲内において、中小企業者に交付するものとし、愛知県補助金等交付規則(昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。)、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱(令和2年5月1日府地創第127号)及びその他法令の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「県内中小企業者」とは、県個人事業税又は法人事業税の対象となる事業者のうち、中小企業支援法第2条第1項で規定する中小企業者をいう。ただし、知事が別に定める事業者は除くものとする。
- (2)「経費の配分」とは、規則第5条第1号に規定する経費の配分をいう。
- (3)「補助事業者」とは、補助金の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者をいう。

(補助金の交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象とする事業(以下「補助事業」という。)は、新型コロナウイルス感染症の社会経済への影響に対応するための新サービス、新製品(商品)の開発又はその販路拡大を行う事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象とする経費(以下「補助対象経費」という。)は、第3条の補助事業を実施するために必要な経費としその範囲は別表のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は補助の対象としない。

(補助金の交付対象者)

第5条 補助金の交付対象者は、第2条第1項第1号にかかげる県内中小企業者とする。ただし、愛知県暴力団排除条例(平成22年10月15日愛知県条例第34号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないことを要する。

(補助額の算出方法等)

第6条 補助額は、別表の補助事業について、補助対象経費に補助率を乗じて得た額と補助上限額を比較して、いずれか少ない方の額とする。なお、下限額を下回った場合は補助金の支払を行わない。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 規則第3条の規定による申請をしようとする補助事業者は、様式第1の補助金交付申請書に様式第2の申立書を添えて、知事に対し、別に定める期日までに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、様式第3の補助金交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。また、不交付を決定したときは、様式第4の補助金不交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。
- 3 知事は、当該年度の4月1日以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、申請書に記載する事業との同一性の確認が可能で、適正と認められる場合には、補助金の対象とすることができる。
- 4 知事は、前項による交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 5 知事は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第9条 前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときにおける規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期限は、交付決定の通知を受けた日から10日以内とする。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第5の補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

- 2 知事は、前項の承認をする場合は、様式第6の補助金変更承認通知書により通知するものとする。なお、交付決定額の変更を伴うときは、様式第7の補助金変更交付決定通知書により通知するものとする。
- 3 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

- 第11条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第8の補助金中止（廃止）承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の承認をする場合は、様式第9の補助金中止（廃止）承認通知書により通知するものとする。
- 3 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(契約等)

- 第12条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 補助事業者は、前項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、県又は経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 3 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して県又は経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 4 前3項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとする。

(債権譲渡の禁止)

- 第13条 補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 知事が第17条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成1

0年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて都道府県が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第64条の1の規定に基づき、同規則第2条第5号に規定する収支等命令者が決裁した支出命令に係る伺いを会計管理者又は所管の出納員に送付したときに生ずるものとする。

(事故等による報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第10の補助金事故等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告等)

第15条 知事は、補助事業者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。また、補助事業者は、補助事業の遂行状況について、知事の要求があったときは速やかに様式第11の補助金状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第16条 補助事業者は規則第13条に定める補助事業の実績について、補助事業期間が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の1月31日のいずれか早い日（ただし、第11条の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日から30日以内）までに様式第12の実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第1項の実績報告をやむを得ない理由により提出できない場合は、知事は期限について猶予することができる。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合においては、報告書等の関係書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第10条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第13の補助金の額の確定通知書により補助事業者あてに通知するものとする。

(補助金の支払)

第18条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第14の消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第20条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第20条 知事は、第11条第2項の補助事業の全部若しくは一部の中止又は廃止の承認をする場合並びに次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項又は第10条第2項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助事業者が、第5条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者である場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の管理等)

第21条 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」と

いう。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

なお、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他を「処分制限財産」とする。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第15の取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第16条第1項に定める実績報告書に様式第15の取得財産等管理台帳を添付しなければならない。
- 4 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第22条 規則第20条の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、処分制限財産とする。

- 2 規則第20条但し書きの規定により知事が定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産の区分に応じた耐用年数に相当する期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ様式第16の補助金取得財産等の処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(産業財産権等に関する報告)

第23条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権または商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願もしくは取得した場合またはそれを譲渡し、もしくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した様式第17の補助金産業財産権等取得等届出書を知事に提出しなければならない。

(収益納付)

第24条 知事は、補助事業者が行う補助事業の実施期間内に、補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡または実施権の設定およびその他補助事業の実施により収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部または一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第25条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(書類の整備)

第26条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類(以下「証拠書類等」という。)は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に当該書類を引き継がなければならない。

(細目)

第27条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月10日から施行する。

別表（第4条関係）

（1）補助事業、補助率、補助上限額及び下限額

補助金の 名称	補助事業		補助率	補助上限 及び下限額
	補助対象 経費の区分	内容		
愛知県新 型コロナ ウイルス 感染症対 策新サー ビス創出 支援事業 費補助金	（1）開発 事業	新型コロナウイルス感染症の 社会経済への影響に対応する ための新サービス、新製品（商 品）の開発を行う事業に要する 経費。（人件費、店舗等借料、店 舗等改装費、試作・開発に係る 設備費、試作・開発に係る原材 料費、ITサービス導入費、開 発費、知的財産権等関連経費、 謝金、旅費、外注費、委託費、 マーケティング調査費、施設等 利用料、通信運搬費、資料購入 費、会議費、消耗品等費）	4分の3 を上限と する。	（1）と（2） の合算額にお いて、500万 円を上限、75 万円を下限と する。 ただし、原油・ 原材料高騰等 の影響により 売上等が減少 した者（別表 （2）に該当す る者）につい ては、37万5千 円を下限とす る。
	（2）販路 拡大事業	新型コロナウイルス感染症の 社会経済への影響に対応する ための新サービス、新製品（商 品）の販路拡大を行う事業に要 する経費。（人件費、店舗等借 料、ITサービス導入費、開発 費、知的財産権等関連経費、謝 金、旅費、外注費、委託費、マ ーケティング調査費、施設等利 用料、広告宣伝費（販路拡大 費）、通信運搬費、資料購入費、 会議費、消耗品等費）	4分の3 を上限と する。	

(2) 原油・原材料高騰等の影響により売上等が減少した者

法人	<p>2022年1月以降、2021年の連続する同3か月比で事業収入、売上総利益又は営業利益の合計額のうちいずれかが10%以上減少した期間（以下「対象期間」という。）が存在すること。</p> <p>対象期間は、2022年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、2021年の任意の連続する3か月比で事業収入、売上総利益又は営業利益の合計額のうちいずれかが10%以上減少した期間を申請者が任意に選択する。</p> <p>事業収入は確定申告書別表1における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方によるものとする。</p> <p>売上総利益は売上高から売上原価を控除した額をいう。</p> <p>営業利益は売上総利益金額から販売費及び一般管理費の合計額を控除した額をいう。</p>
個人	<p>2022年1月以降、2021年の連続する同3か月比で事業収入、売上総利益又は営業利益の合計額のうちいずれかが10%以上減少した期間（以下「対象期間」という。）が存在すること。</p> <p>対象期間は、2022年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、2021年の任意の連続する3か月比で事業収入、売上総利益又は営業利益の合計額のうちいずれかが10%以上減少した期間を申請者が任意に選択する。</p> <p>事業収入は確定申告書第1表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の算定方式によるものとする。</p> <p>売上総利益は売上高から売上原価を控除した額をいう。</p> <p>営業利益は売上総利益金額から販売費及び一般管理費の合計額を控除した額をいう。</p>

(様式第1)

愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所 (本社所在地、郵便番号)

名 称 (企業等名及び代表者の氏名)

連絡担当者 (職名及び氏名)

電 話 番 号

愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金の交付を受けた
いので、同交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

記

(1) 事業の名称 (※採択時には、この欄に記載の「事業の名称」を公表します。)

(2) 事業の目的及び内容

別紙の補助事業計画のとおり

(3) 補助事業者の区分

補助事業者	
	県内中小企業者 (スタートアップを除く)
	スタートアップ

※該当する区分に「○」を記載してください。

※スタートアップとは、IoT、AI などの最先端の技術を活用し、新しい革新的なビジネスモデルを用いて急成長を目指す事業を行う、かつ創業後5年未満又は創業年数によらず当該事業を開始してから5年未満の企業をいいます。

(4) 補助事業等の着手及び完了の予定期日

年 月 日から 年 月 日まで

(5) 補助対象経費、補助率及び補助金交付申請額

①補助対象経費	②補助率	③補助金交付申請額
円	3 / 4	円

①は、消費税を除いた金額を記載してください。

③は、①に②の補助率を乗じ、1円未満を切り捨てた金額を記載してください。また、③の金額が500万円を超える場合は、「5,000,000円」と記載してください。

(6) 提案者の概要

主たる業種	
資本金の額	円
従業員数	人

- 「主たる業種」は、日本標準産業分類の中分類から該当する業種を記載してください。
- 「資本金の額」は、登記簿(履歴事項全部証明書)に記載されている額を記載してください。
- 「従業員数」は、常時雇用している従業員(事業主、役員、パート・アルバイトを除く。)の数を記載してください。

(7) 添付書類

- ア 別紙補助事業計画
- イ 営業許可証等
- ウ 法人：貸借対照表及び損益計算書（直近1期分）又は法人設立届出書（決算期を迎えていない場合）
- エ 個人：直近の確定申告書又は開業届（決算期を迎えていない場合）
- オ 組合：貸借対照表及び損益計算書（直近1期分）又は中小企業等協同組合設立届書（決算期を迎えていない場合）
- カ 法人、組合：現在事項証明書又は履歴事項全部証明書
- キ その他知事が必要と認める書類

(注) この様式の内紙サイズはA4とする。

別紙（補助事業計画）

補助事業計画

1 事業の目的及び内容

2 事業計画

3 実施方法

4 補助事業の効果

予想売上等推移

（単位：円）

区 分	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期
	(直近売上高)	(1年目)	(2年目)	(3年目)	(4年目)	(5年目)
売上高						
売上 総利益						
経常利益						
従業員数						

5 事業に要する経費

（単位：円）

補助対象 経費の区分	対象経費	内容	金額（税抜）	備考
(1) 開発事業				
(1) 開発事業補助対象経費合計				
(2) 販路拡大 事業				
(2) 販路拡大事業補助対象経費合計				
補助対象経費合計 ((1) + (2))				

記載上の注意

- ①要綱別表に記載された経費について、別表内容の経費の順に記載すること。
- ②行が足りないときは、行を増やして記載すること。

6 資金調達の方法

(単位：円)

区分	金額（税抜）	備考
愛知県新型コロナウイルス感染症対策 新サービス創出支援事業費補助金		
〇〇補助金		
自己資金その他金融機関からの 借入		
合計		

記載上の注意

- ①本年度において、他の補助金について、申請中のもの、交付決定されたもの、又は交付決定されたものを全て記載すること。
- ②行が足りないときは、行を増やして記載すること。

7 事業を行う意義及び効果

8 特記事項

(様式第2)

申立書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所 (本社所在地、郵便番号)

名 称 (企業等名及び代表者の氏名)

連絡担当者 (職名及び氏名)

電 話 番 号

愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金を申請するにあたり、当社が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないことを申し立てます。

役 員 一 覧 表

番号	役職名	氏名(カナ)	氏名	生年月日				性別	住所
				元号	年	月	日	M・F	

記載上の注意

- ① 氏名(カナ)は、半角カナで姓と名の間を一字空けること。
- ② 氏名は、姓と名の間を一字空けること。
- ③ 生年月日の元号は、明治はM、大正はT、昭和はS、平成はHとすること。
- ④ 生年月日の年月日は、半角数字で2ケタになるように記載すること。(昭和40年1月1日生まれの場合は、40、01、01)
- ⑤ 性別は、男性はM、女性はFと記載すること。
- ⑥ 住所は番地、まで記載すること。県名は、愛知県の場合は省略し、愛知県以外の場合は県名から記載すること。(名古屋市中区三の丸3丁目1番2号アパートあいち101号室、岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号等)
- ⑦ 行が足りないときは、行を増やして記載すること。

(提案者の皆様へ)

- 1 愛知県では、事務事業から暴力団を排除しております。
愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者には、補助金を交付しません。また、交付決定後にその旨が明らかになった時は、同要綱第20条第1項第5号の規定により交付決定を取り消します。
- 2 この計画書に係る補助金の交付が暴力団を利するか否かについて、愛知県警察本部長に役員一覧表の住所、氏名、生年月日その他の申立書に記載されている情報を提供し、その意見を聞くことがあります。

(様式第3)

愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

愛知県知事 印

年 月 日付けで申請がありました、愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条及び愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条第1項の規定により通知します。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業とし、その内容及び補助事業経費の配分は申請のとおりとします。
- (2) 補助事業の内容又は補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、経費の20パーセント以内の変更については、この限りではありません。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合、若しくは完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (5) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。
ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき
イ 補助金等を他の用途に使用したときその他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示、若しくは命令に違反したとき
- (6) この補助金は、様式第12に定める実績報告書に基づき、精算交付します。
- (7) その他規則及び要綱の定めるところに従ってください。

3 この補助金に係る実績報告書は、当該補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに知事に提出しなければなりません。

- 4 補助金額の確定を行うため、実績報告の際、事業の実施並びに事業の収支を示す各種書類（補助事業報告・経費支出の証拠書類の写し等）が必要となりますので御用意ください。
- 5 規則第20条の規定により、知事の承認を得て処分したことにより収入があったときは、当該収入のうち補助金に係る部分の返還を命じることがあります。
- 6 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、当該事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から要綱第26条第2項に規定する期間整備保管しなければなりません。
また、これらの証拠書類等の保存期間が満了しない間に団体を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければなりません。
- 7 事業所の所在地、名称又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもって知事に届け出なければなりません。
- 8 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服があるときは、交付の決定の通知を受理した日から10日以内に申請の取下げをすることができます。

問合せ先

電話

(様式第4)

愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

愛知県知事 印

年 月 日付けで申請のありました愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金については、交付しないこととしたので、愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

問合せ先

電話

(様式第5)

愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所 (本社所在地、郵便番号)

名 称 (企業等名及び代表者の氏名)

連絡担当者 (職名及び氏名)

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助事業について、
次のとおり変更したいので申請します。

1 補助事業の内容等

変更前	変更後

(注) 補助事業計画に準じて記入してください。

2 変更の理由

3 経費の配分

① 支出の部

(単位:円)

補助対象 経費の区分	対象経費	内容	変更前金額A (税抜)	変更後金額B (税抜)	差 (B - A)	備考
(1) 開発事業						
(1) 開発事業補助対象経費合計						
(2) 販路拡大 事業						
(2) 販路拡大事業補助対象経費合計						
合計 ((1) + (2))						

記載上の注意

- ①要綱別表に記載された経費について、別表内容の経費の順に記載すること。
- ②行が足りないときは、行を増やして記載すること。

② 資金調達の方法

(単位:円)

資金名	変更前金額A (税抜)	変更後金額B (税抜)	差 (B - A)	備考
愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金				
〇〇補助金				
自己資金その他金融機関からの借入				
合計				

記載上の注意

- ①本年度において、他の補助金について、申請中のもの、交付決定されたもの、又は交付決定されたものを全て記載すること。
- ②行が足りないときは、行を増やして記載すること。

(様式第6)

第 号
年 月 日

殿

愛知県知事 印

愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請がありました愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金の変更については、承認することとしたので、愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

問合せ先

電話

(様式第7)

第 号
年 月 日

様

愛知県知事 印

愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました、愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金の変更については、愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり決定します。

1 補助金額	円
既交付決定額	円
今回増減額	円

2 補助条件

- (1) この補助金変更の対象となる事業は、年 月 日付けで交付決定した愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金とし、補助事業の内容及び経費の配分の変更は、年 月 日付け変更承認申請のとおりとします。
- (2) この変更交付決定に伴う補助金は、実績報告書に基づき補助金の額を確定した後に精算交付します。
- (3) この変更交付決定の内容又は条件に不服のある場合は、この変更交付決定通知書を受理した日から10日以内に申請の取下げをすることができます。
- (4) その他の交付条件については、年 月 日付け 第 号愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金交付決定通知書のとおりとします。

問合せ先
電話

(様式第8)

愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金
中止(廃止)承認申請書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所 (本社所在地、郵便番号)

名 称 (企業等名及び代表者の氏名)

連絡担当者 (職名及び氏名)

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助事業について、次の
とおり中止(廃止)したいので、申請します。

1 中止(廃止)の内容

2 中止(廃止)の理由

3 中止の期間

(様式第9)

第 号
年 月 日

様

愛知県知事 印

愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金
中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請がありました愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金の中止（廃止）については、承認することとしたので、愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

問合せ先

電話

(様式第10)

愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金事故等報告書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所 (本社所在地、郵便番号)

名 称 (企業等名及び代表者の氏名)

連絡担当者 (職名及び氏名)

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助事業について次のとおり遅延等があったので、愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金交付要綱第14条の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 同上に要した経費
- 3 遅延等の内容及び原因
- 4 遅延等に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

(注) 遅延等の理由を立証する書類を添付してください。

(様式第 1 1)

愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金状況報告書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所 (本社所在地、郵便番号)

名 称 (企業等名及び代表者の氏名)

連絡担当者 (職名及び氏名)

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助事業について、
愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金交付要綱第 1 5 条
の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 補助事業の遂行状況

2 補助対象経費の支出概要

補助対象 経費の区分	対象経費	内容	金額 (税抜)	備考
(1) 開発事業				
(1) 開発事業補助対象経費合計				
(2) 販路拡大 事業				
(2) 販路拡大事業補助対象経費合計				
補助対象経費合計 ((1) + (2))				

記載上の注意

- ①補助対象経費について、事業計画書に記載した順に記載すること。
- ②行が足りないときは、行を増やして記載すること。
- ③第 1 0 条第 2 項の変更交付決定を受けている場合、補助対象経費の金額 (税抜) は様式第 7 の補助金変更交付決定通知書に記載された金額を記載すること。

(様式第 1 2)

愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金実績報告書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所 (本社所在地、郵便番号)

名 称 (企業等名及び代表者の氏名)

連絡担当者 (職名及び氏名)

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助事業が完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

区 分	金 額	備 考
A 補助対象経費	円	
B 交付決定額	円	
C 補助金確定額	円	
D 差 引 額 (B - C)	円	
E 自己負担額 (A - C)	円	

補助事業の着手日及び完了日

着手日	年 月 日
完了日	年 月 日

補助金受入口座名

銀行名	店名	種別	口座番号	口座名義人 (カナ)
		普通 ・ 当座		

添付書類

ア 別紙補助事業報告

イ その他知事が必要と認める書類

(注) この様式用の紙サイズはA4とする。

別紙（補助事業報告）

補助事業報告

- 1 事業の名称
- 2 今回実施した具体的な取組の内容
- 3 補助事業計画に記載したが実施しなかった取組
- 4 補助事業の効果

5 予想売上等推移 （単位：円）

区 分	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期	年 月期
	(直近売上高)	(1年目)	(2年目)	(3年目)	(4年目)	(5年目)
売上高						
売上 総利益						
経常利益						
従業員数						

6 事業に要した経費

(単位：円)

補助対象 経費の区分	対象経費	内容	金額（税抜）	備考
(1) 開発事業				
(1) 開発事業補助対象経費合計				
(2) 販路拡大 事業				
(2) 販路拡大事業補助対象経費合計				
補助対象経費合計 ((1) + (2))				
(A) 補助対象経費合計				
(B) 補助対象経費合計の 3 / 4 の額 (1円未満切捨て)				
(C) 交付決定通知書に記載の補助金額				
(D) 補助金額 ※ (B) 又は (C) のいずれか少ない方の額				
(E) 収益納付額				
交付を受ける補助金額 ((D) - (E))				

記載上の注意

- ①補助対象経費について、事業計画書に記載した順に記載すること。
- ②行が足りないときは、行を増やして記載すること。
- ③第10条第2項の変更交付決定を受けている場合、(C)の金額は様式第7の補助金
変更交付決定通知書に記載された金額を記載すること。

7 資金調達の方法

(単位：円)

区分	金額（税抜）	備考
愛知県新型コロナウイルス感染症対策 新サービス創出支援事業費補助金		
〇〇補助金		
自己資金その他金融機関からの 借入		
合計		

記載上の注意

- ①本年度において、他の補助金について、申請中のもの、交付決定されたもの、又は交付決定されたものを全て記載すること。
- ②行が足りないときは、行を増やして記載すること。

8 特記事項

(様式第 13)

第 号
年 月 日

様

愛知県知事 印

愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した、愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金については、愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金交付要綱第 17 条の規定に基づき、補助金の額を次のとおり確定したので通知します。

既交付決定額	円
補助金の額の確定額	円

問合せ先

電話

(様式第14)

年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

年 月 日

愛知県知事 殿

愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金交付要綱第19条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 補助金額（本交付要綱第17条による額の確定額） | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3. - 2.） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

(様式第15)

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から第3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第21条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第22条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第16)

愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金
取得財産等の処分承認申請書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所 (本社所在地、郵便番号)

名 称 (企業等名及び代表者の氏名)

連絡担当者 (職名及び氏名)

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助事業に関し、補助事業により取得した財産等を次のとおり処分したいので、愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金交付要綱第22条第3項の規定に基づき承認の申請をします。

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

(様式第17)

愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金
産業財産権等取得等届出書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所 (本社所在地、郵便番号)

名 称 (企業等名及び代表者の氏名)

連絡担当者 (職名及び氏名)

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助事業に関し、愛知県新型コロナウイルス感染症対策新サービス創出支援事業費補助金交付要綱第23条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業計画の名称
- 2 交付決定日
- 3 開発項目
- 4 出願国
- 5 出願に係る工業所有権の種類
- 6 出願日
- 7 出願番号
- 8 出願人
- 9 代理人
- 10 優先権主張